

令和6年度税制改革と財源についての考え方

「人」「技術」「企業」「産業」「経済」の課題に対処して「ヒューマン・エコ・エコ・サイクル」を実現するとともに、「現実的な財源論」を提言します

内容

1. はじめに	2
2. 税制改革と財源論	3
3. コロナ禍や新たな困難から生活を守る「所得税還付」と「給付付き税額控除」	4
4. 家計を支援し、子どもと子育てを支援する「所得税改革」	5
5. 行き過ぎた格差を是正する「金融所得課税改革」	5
6. 正規雇用促進を支援する「社会保険料軽減」	6
7. 家計の自助努力を支援する「民間（生損保）保険料・医療介護経費控除」	7
8. 30年間伸び悩む賃金を引き上げる「賃上げ支援税制」	7
9. 「人への投資」を加速する	8
10. 経済の落ち込みに対応する「消費税減税」	8
11. 構造的な消費低迷と納税事業者の事務負担軽減に対応する「消費税抜本改革（軽減税率廃止、インボイス導入中止）」	8
12. 家計と技術革新を支援する「自動車減税」	10
13. 気候危機に対応する産業投資を支える「脱炭素税制」	11
14. 働き方改革を進める「テレワーク促進税制」	12
15. コロナの悪影響を断つ「100%・無期限の欠損金繰越控除」	12
16. デジタル化・カーボンニュートラル対応を進める「ハイパー償却税制」	13
17. 企業の改革を促す「ESG促進税制」	14
18. 新しいビジネスとスタートアップを支援する「給付付き研究開発税制」	14
19. 超金融緩和の恩恵を受けていない事業者の「固定資産税減税」	15
20. デジタル化に逆行する「印紙税廃止」	15
21. 不公平を是正する「国際課税」	15
22. 中間層を支援する「住宅ローン減税」「諸手当控除税制」	15
23. 次世代への資産移転と事業承継を支援する「相続税・贈与税改革」	16
24. 災害に係る損失に対処する「災害対策税制」	17

1. はじめに

- 日本経済は人口減少、格差拡大、競争力低下等の構造的難題を抱える中、主要国との対比において、コロナ禍からの経済回復の遅れ、加速する技術革新への対応の遅れという問題にも直面しています。
- これらの課題に対処するには、次世代支援（出産、育児支援等を含む）、所得再分配、歳入歳出改革、景気対策、技術革新支援（大胆な産業政策）が不可欠です。
- そうした政策対応によって、労働者、家計の所得、及び1人当たりGDPを増加させて消費を喚起するとともに、企業や産業が発展し、持続可能な財政金融政策の運営に繋がります。
- 国民民主党は、「人」が「企業」を支え、「企業」が「産業」を興し、「産業」が「経済」を成長させ、「経済」が回るから「生活」が成り立ち、「生活」の中で「人」が育まれるという「ヒューマン・エコサイクル」の流れを踏まえ、上記諸課題に対応し、日本経済を復興、発展させる政策パッケージを構築し、実行していきます。
- 「人」が「技術」「製品」「サービス」を生み、「企業」「産業」「経済」を支えていきます。「人を基軸にした経済循環」こそが社会の要であり、「人」の「生活」を豊かなものにするために不可欠の構造です。国民民主党は「人を基軸にした経済循環」を実現します。
- 現在のそれぞれが抱える課題は、次のとおりです。
 - 「人」：安心できる所得の確保、行き過ぎた格差の是正
 - 「技術」：技術革新を支える人や企業への支援
 - 「企業」：産業政策の規模・効果、及び起業・事業承継環境の改善
 - 「産業」：第4次産業革命と国家間競争への対応
 - 「経済」：人を基軸にした経済循環の目詰まり是正
- 来年度税制改革に当たっては、これらの課題に的確に対応する見直しを行うため、特に重要な事項について以下のように整理、提言します。
- 各項目に通底する視点として、パートタイム労働者・非正規雇用の拡大、雇用の不安定化、コミュニティの崩壊・脆弱化に伴う社会的孤立、女性の社会進出等に伴う仕事と家庭の両立負担等々、雇用情勢や社会の変化に伴う課題やリスクに対応した税制改革が必要であると認識しています。
- なお、納税者が被課税主体であることを自覚したり、納税負担を認識することの障害ともなってい源泉徴収制度等、納税者意識を希薄化させ、徴税代行者（企業等）に過大な事務負担を強いている現行の税制及び徴税システムの抜本的な見直しを目指します。

2. 税制改革と財源論

現実を直視した財政金融政策を追求するために、現実的な税制改革と財源論を提言し、二者択一的・二元論的な財政金融論から脱却します。

- 日本の経済及び経済政策の現状は、コストプッシュ型のインフレが進む中で持続的な賃上げを実現しなければならない重要な局面を迎えています。経済回復と賃金上昇傾向の定着に全力を傾注すべき時期であり、増税論を展開する局面ではありません。この状況下で増税を議論することは、アナウンスメント効果によって企業の賃上げマインドや設備投資マインド、家計の消費マインドを冷やしてしまいます。増税の議論そのものをする時期ではありません。
- この間、ロシアによるウクライナ侵攻、北朝鮮による度重なるミサイル発射、中国の軍事的脅威拡大等々に伴う国際情勢の変化に対応し、政府は防衛3文書（国家安保戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画〈中期防〉）を改定しました。その後も、さらにイスラエル・パレスチナ紛争等が勃発しています。防衛3文書改定に先立ち、国民民主党も党としてとりまとめた提言書「国民民主党の安全保障政策2022—我が国の自立的な安全保障体制の構築に向けて—」を2022年12月9日に岸田文雄内閣総理大臣に手交し、意見交換を行いました。そうした経緯を鑑み、相応の防衛費増加を必要との立場をとりますが、現下の経済状況では、その財源として増税論を展開することは適当ではないと考えます。
- また、日本銀行による10年に及ぶ「異次元の金融緩和」の断行は所期の効果をあげないまま、事実上の財政ファイナンス機能を果たし続けた結果、国債発行残高と日銀保有国債の異常な増嵩という状況を生み出しました。2023年春、日本銀行の正副総裁は新体制に移行し、金融政策の出口戦略及び正常化を模索していると推察しますが、国民民主党としてもその動静を注視していきます。
- こうした中、国民民主党は「財政金融政策に関する考え方」（2021年〈令和3年〉12月23日）において、日銀保有国債の一部永久国債化と日銀保有のETF（上場投資信託）、REIT（不動産投資信託）の売却によって、財源捻出、積極財政、金融政策出口戦略の3を同時に模索する手法を提言しました。令和6年度に向けても「財政金融政策の考え方（第2版）」によってその方向を堅持しつつ、税制改革と整合性のとれた財政金融政策を追求します。
- 国民民主党は総じて言えば、人的資本形成に寄与する子育て・教育・科学技術等の分野の財源には教育国債を、環境（GX）・デジタル（DX）投資には法人財源（法人税やハイパー償却税制等に伴う投資減税効果）を割り当てるとともに、ドル建て払いも含む防衛費捻出には外為特会等も活用することを

想定しています。

- 上記の諸方針を踏まえ、令和6年度における政府与党の防衛増税見送りは止むを得ないものと受け止めるとともに、令和7年度以降も財源確保は容易ではなく、やはり「日銀保有国債の一部永久国債化」等の代替策の選択が重要と考えます。日銀保有国債の一部永久国債化に伴う財源余力（元本償還費低減分）は主に「人への投資」「科学技術の研究・開発」「スタートアップへの支援」「防衛費の補充」等に充当します。
- また、令和6年度の与党税制改正案では生産や販売量に応じて法人税を減税する仕組みを設けるようですが、対象分野が5分野に限定されているため、これを拡充することも必要と考えます。とくに、2023年秋の臨時国会における国民民主党の代表質問で指摘したとおり、「通信・AI・衛星の3つを他国に依存する国の安全保障は危ない」という認識に立ち、当該分野及び関連分野、さらには食料安全保障の観点から食料生産に関する分野も減税対象とすることが必要と考えます。
- 以下の税制改革の方向性は、そうした対応を前提とした各項目の考え方を示すものです。

3. 経済的困難から生活を守る「所得税還付」と「給付付き税額控除」

失職、休業等によって所得が減少する人を支える仕組みを所得税に導入するとともに、基礎的な所得を保障していくために「給付と所得税減税」を組み合わせた「給付付き税額控除」を導入します。

- 法人に欠損金が生じた場合、最大10年、法人税を減額することが可能です。資本金10億円以下の法人であれば、前年に納税した法人税の全部または一部の還付も受けられます。
- 一方、個人は所得が大幅に減少しても、その年の所得税額が減るだけで、前年の所得税の還付を受けることはできません。
- 今後も未知の感染症等の新たな困難に直面する可能性があります。そうした事態における失職、減収等に直面する個人を政策的に支援しなくては、継続的、安定的な生活を維持できません。そこで、前年より大幅に所得が減少した場合、影響を平準化する制度を導入すべきです。具体的には、前年と当年の所得を合算して除し、所得税を計算し直して還付等を行うべきです。
- コロナ禍発生後、令和2年度以降は、国民民主党の提言が契機となって10万円の一律給付等が累次に亘って実現したものの、今後の新たな困難に直面した場合の経済的困窮や格差拡大に備える必要があります。
- また、個人所得におけるK字回復的現象（所得が増加または維持される層と、所得が減少する層の二極化）に備えた税制を整備しておくことが必要です。

- 上記の考え方に基づき、現役世代に対しては、所得減少時における所得税還付制度を導入するとともに、現金給付と所得税還付を組み合わせた実質的な「給付付き税額控除」を制度化します。
- 我が国ではこれまで、企業が社会保障制度の機能を代替・補完してきましたが、産業構造の変化や競争激化などにより、終身雇用・年功賃金という日本型雇用慣行が崩れ、企業内福祉も脆弱化しています。
- そうした状況を踏まえ、人生において直面する様々なリスクに備え、基礎的な所得を保障していくため、「給付と所得税減税」を組み合わせた「給付付き税額控除」を導入します。
- 給付を社会保険料の支払いと相殺すること等により、手取りを実質的に底上げする「日本型ベーシックインカム」制度の実現を目指します。
- 令和6年度に想定される所得税・住民税減税は、所得によって対応が異なるうえ、減税と給付の組み合わせという複雑な内容が予定されています。国民民主党は、①所得制限（2000万円）撤廃、②控除（基礎控除、給与所得控除）拡大による実質減税及び可処分所得増大、あるいは③よりシンプルな給付付き税額控除等の実現を目指します。
- 後述のとおり、国民民主党は、コロナ禍等からの経済回復、インフレ進行に対応した購買力向上を目指した消費税減税を行うことから、経済回復後の税制適正化の過程において、上述の「給付付き税額控除」を導入します。
- なお「給付付き税額控除」を実現するためには、所得税の法定調書制度等を改革する必要があります。現在、国税庁は企業側に所得税の徴税事務をすべて委ねる形になっているため、源泉徴収において国税庁に申告する情報は、①給与の支払人員数と給与の合計額、②所得税の合計額のみです。「給付付き税額控除」に資する一人ひとりの納税情報や給付金情報等を集約するためには、企業、税理士の協力と、国税庁の人員増、マイナンバー制度の活用等、現行の法定調書制度を含め、様々な課題を解決する必要があります。
- コロナ禍によって、前年の所得に対して課税される住民税の仕組みの問題が一層明らかになったことから、住民税の課税対象や仕組みを見直します。

4. 家計を支援し、子どもと子育てを支援する「所得税改革」

子どもを産み育てやすい社会を実現するために、障害となっている不合理な税制を見直し、新たなニーズや社会の変化に対応します。

- 「年収の壁」問題が指摘されて久しく、労働力確保、家計の所得向上の観点から改善が急務です。所得税のインフレ調整、ブラケットクリープ対策として1995年以降引上げが行われていない「基礎控除」＋「給与取得控除」の合計額103万円の「壁」を見直し、基礎控除等を引上げることにより、課税最低所得を引上げ、所得税減税を行います。

- 児童手当の所得制限の変更（※）に伴う年少扶養控除を復活します。令和6年度に予定されている所得税改正においては、児童手当を拡充する一方で子育て世帯向け扶養控除を縮小していますが、これでは子育て世帯支援のメニューが相殺（変更）されているに過ぎず、拡充にはなっていません。国民民主党は扶養控除は縮小せず、年少扶養控除を復活させ、子育て世代の可処分所得増大を実現します。16歳から18歳までの扶養控除については、児童手当の拡充後も、縮小せず現行水準を維持します。
- ベビーシッター料、保育料、学用品、塾代、下宿代等、子育てや子どもの教育に必要な諸経費の所得控除制度や教育費控除制度を創設するとともに、子どもの養育に関わる扶養控除の引き上げ等拡充を行います。
- （※）国民民主党は子どもに関する政策制度における所得制限は合理性に欠けるとの判断から、令和4年度通常国会以降、累次に亘り「所得制限撤廃法案」を提出しています。
- 子育て世帯を中心にパート・アルバイト等で家計を支えている人たちが、「年収の壁」が原因で働くことを止めたり、所得の逆転現象が発生することがないようにするため、抜本的な所得税改革を行います。
- 所得税額を計算する際、世帯の総所得合算額を夫婦および子供という世帯員数で除したうえで累進税率を適用して税額を出し、当該額に世帯員数を乗じて納税額を算出する「N分N乗方式」の導入等、子どもの数が多ければ多いほど世帯全体の納税負担が少なくなる制度の導入を検討します。
- 非正規労働者の増加、低収入、経済的な世代間格差の拡大、未婚者の増加等、若者世代を取り巻く環境が厳しさを増す中、夢と希望を持つてチャレンジできる社会にするため、30歳未満を対象にした諸控除制度を組み合わせた所得税等の減税を行います。
- ひとり親の子育て負担を鑑み、令和6年度から「ひとり親所得控除」の上限を35万円から38万円に引き上げることが予定されていますが、物価高騰等の影響も加味して、国民民主党は45万円への引上げを目指します。

5. 行き過ぎた格差を是正する「金融所得課税改革」

行き過ぎた格差を是正し、格差の固定化を防止するため、金融所得課税の強化を行うとともに、NISA、積立NISA等を拡大します。

- 「令和4年度税制改革についての考え方（以下、令和4年度国民案）」において、高所得者層は金融資産所得の割合が多く、申告納税者の所得税負担率が所得1億円超から急激に下がっていることを指摘し、所得再分配機能回復の観点から金融所得課税の強化の必要性を指摘しました。
- こうした指摘に対応し、政府与党が所謂「1億円の壁」是正のために年30億円超の最低負担率（22.5%）導入を行ったことは一歩前進であると考えま

す。しかし、1億円から30億円の階層が放置された点を是正するために、国民民主党は5000万円超1億円未満の層の負担率が27%であることを勘案し、5000万円超1億円未満の層の負担率に10%を加算した率を上限とする「段階的最低負担率」を導入します。

- 令和4年度国民案において、老後の資金不足問題や格差の固定化防止等を踏まえ、NISA、積立NISA等の拡大の必要性を指摘しました。
- こうした指摘を受けて、NISA（少額投資非課税制度）が拡充され、投資枠が360万円、生涯投資枠が1800万円に拡大し、制度恒久化が実現したことは評価します。
- もっとも、NISAが特定の利用者に偏る傾向があることの是正、勤労者の安定的な将来設計に資するための工夫、及び長期投資による産業育成等の観点から、一般型240万円（現行の2倍）、積立型120万円（現行の3倍）のバランスは少なくともとも180万円（一般型1.5倍、積立型4.5倍）の同額にするか、あるいは積立型の方が上限を高い水準に設定することが望ましいと考えます。
- 一般型は成長投資枠に衣替えし、富裕層に恩恵が偏重しないように生涯投資枠1800万円、うち成長投資枠上限1200万円となりましたが、これも勤労者の投資支援、長期安定投資の観点から、成長投資枠上限を引き下げるべきと考えます。
- また、投資額自体が所得控除されていないために、米国401K等の欧米の制度に比べて投資インセンティブは高まらない点も是正すべきです。そこで、格差拡大の抑止と平均的勤労世帯の投資インセンティブ向上のために、一定所得以下の場合にはNISA投資額の所得控除制度（所得階層毎に控除率設定、最大100%）を導入し、その後の実績を踏まえ、控除率や所得階層を変更していきます。
- 現政権の「資産所得倍増プラン」に沿って、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢が65歳未満から70歳未満に引上げられましたが、選択的年金受給開始年齢に合わせて、受給者が申告する年金受給開始年齢と連動する制度を導入します。
- 金融所得課税については総合課税を目指すとともに、所得税の累進の見直しなども検討し、行き過ぎた格差を是正します。

6. 正規雇用促進を支援する「社会保険料軽減」

社会保険料負担が重いために正規雇用を躊躇う中小事業者が多い実態を踏まえ、正規雇用の促進を図るために社会保険料を軽減します。

- 地域の雇用を支える企業を応援する観点から、中小企業・小規模事業者には正規雇用増加分の社会保険料事業主負担の半分程度を助成すべきです。

- また、大企業・中堅企業においても社会保険料事業主負担の影響は大きいことから、経営状況に応じた政策的対応の必要性和具体的手法についても検討します。

7. 家計の自助努力を支援する「民間（生損保）保険料・医療介護経費控除」 生活を守るための家計の自助努力を支援します。

- 自助努力を支援・促進するため、生命保険料控除、医療・介護保険料控除、及び損害保険料控除について、各保険料控除の最高限度額を引き上げるとともに、子育てや介護等のライフステージ及び家族構成に合わせた最高限度額の追加的拡充を目指します。
- 医療介護の自助努力を支援・促進するため、セルフメディケーション税制の対象品の拡大と恒久化を目指します。
- 介護諸経費についても、自己負担の実情等を調査し、控除税制の拡充を検討します。

8. 30年間伸び悩む賃金を引き上げる「賃上げ支援税制」

日本の経済・産業の地盤沈下の主因である賃金低迷を劇的に改善します。

- 過去30年間、主要国の賃金が継続的に上昇する中、日本の賃金は全く上昇していません。このことが、経済低迷（構造的消費低迷）、人口減少等の重大な原因になっています。
- 企業には内部留保を賃金に振り向けることを求めるとともに、正規・非正規雇用を問わず、すべての働く者の賃金引き上げを積極的に行う企業を支援します。
- 令和6年度に予定されている改正では、5%賃上げ、7%賃上げの新たな区分を設け、控除法人税の割合を最大25%まで引き上げているが、日本の賃金の諸外国比極端な見劣りや、米国自動車業界では25%賃上げに応じた情勢等も踏まえ、2桁賃上げの区分も設けます。国民民主党は少なくとも2桁賃上げを目指します。
- 人件費比率が前年度に比べて上昇する企業に対しては、その上昇率に応じて、法人事業税、固定資産税に対する減税措置を導入します。
- 政府は法人税を対象にした賃上げ税制を想定していますが、労働者の過半の雇用を守っている中堅・中小企業には赤字法人も少なくないことから、法人事業税、固定資産税を対象とした方が効果的と考えます。
- 令和6年度に予定されている対策として、赤字企業の賃上げに対する税額控除は5年間繰り越し制度を設けていますが、国民民主党は5年間ではなく「永久プール制（赤字決算時の賃上げ分は蓄積し、黒字決算になった時に任意のタイミングで税額控除に使用可とする）」を設けることが有効と考えま

す。

- 中小企業の賃上げ促進のため、中小企業に限定した「賃上げ引当金」制度を検討します。
- 租税特別措置を活用している企業の賃上げ状況を確認し、賃上げに後ろ向きな企業に対する租税特別措置の適用を再考する仕組みを検討します。
- また、法人事業税の外形標準課税、事業所税については、賃上げや雇用拡大により給与総額が増加するほど税負担が重くなることから、賃上げや雇用拡大に逆行するような効果が生じない税制への見直しを検討します。
- 上記の各種見直しや検討に当たっては、地方税収の確保に資する財政調整を行います。
- 研究開発などに関する投資税制の優遇措置の適用基準に賃上げへの取り組み状況を勘案します。
- 「パートナーシップ宣言」制度が有効に機能しているか否かを調査するとともに、当該調査結果に基づいて、協力企業・下請け事業者における賃上げが促進されるような支援税制を検討します。

9. 「人への投資」を加速する

リスクリング、リカレント教育に前向きな企業と個人を支援します。

- 冒頭「はじめに」に記したとおり、国民民主党が指摘する「ヒューマン・エコサイクル」の観点から、最大5%を税額控除するDX投資促進税制の要件見直し、博士号人材を研究開発に活用する場合の税制優遇活用等の法人支援等が実現したことは評価しますが、それ以上に「人そのものに対する投資」がポイントと考えます。
- 「人そのものに対する投資」にとって、リスクリング（企業派遣による就学、社内教育、外部講習受講）等の拡充が重要であり、国民民主党はそのための経費を損金として認める制度を導入します。また、博士号人材の雇用件費、学校法人や研究機関法人への寄付は、全額を税務上の損金として認める制度も導入します。
- 上記税制を適用する前提として、企業のリスクリング・人材活用・人材育成計画の申請・認定制度を創設します。
- リスクリング・人材活用・人材育成に後ろ向きな企業も存在することを念頭に置いて、労働者自身がリスクリングやリカレント教育に取り組むことができる仕組みや制度を導入を検討します。
- 国民民主党は「人の安全に対する投資」も重要と考え、採掘精製・製造等の現場及び職場等の安全衛生対策を目的とする設備投資や支出に対する税制優遇措置を設けます。

10. 経済の落ち込みに対応する「消費税減税」

消費税率を10%から5%に引き下げる減税を、経済回復が実現するまでの時限措置として行います。

- 経済回復と恒常的な賃金上昇を実現するため、賃金上昇率が安定的に「物価上昇率+2%」になるまで消費税率を10%から5%（単一税率）に引き下げます。同時に、令和5年10月以降導入された、インボイス制度を廃止します（インボイス制度に関しては次項も参照）。
- ボランティア事業を担うNPO等の事業においても、仕入れ税額控除分の税金値引きを迫られ、事業継続が困難化する事例が顕現化しています。消費税の納税義務者は収益獲得を前提とする企業等の事業者であることを踏まえ、インボイス制度の廃止を目指す一方で、廃止が叶わない状況下では、現に発生している事象の把握と、それに対する善後策立案に注力します。
- コロナ禍に関連して消費税をはじめ納税猶予が実施されていますが、これはあくまで猶予であり、猶予が終われば、猶予分も含めて納税しなければなりません。しかし、2年分を納付することは困難な事業者が大半です。経済状況も踏まえて消費税納税猶予分の支払免除を行います。
- なお、賃金上昇率が安定的に「物価上昇率+2%」を満たして減税を終了する際には、下記項番12の内容とともに、消費税導入時とは経済状況や人口構成、基幹3税に占める割合等が大きく変化した環境を踏まえ、消費税のあり方、位置づけについて抜本的に見直します。
- 税率変更にあたっては、値札の付け替えやシステム変更等の事業者の事務負担に配慮し、負担軽減及び円滑な変更のために適切な措置を講じます。

11. 構造的な消費低迷と納税事業者の事務負担軽減に対応する「消費税抜本改革（軽減税率廃止、インボイス導入中止）」

消費税が基幹3税の最大税収税目として固定化する事態を回避するために「令和の消費税抜本改革」を行います。

- 税制はバランスの取れた姿にすべきであり、消費税に過度に依存する税収構造を恒常化させるべきではありません。また、そうした状況が、既に現在でも構造的な消費低迷につながっています。
- 平成期は消費税導入と段階的な税率引上げが行われた時代でしたが、導入から30年が経過し、制度的にも経済への影響の面でも様々な問題を抱えています。そのため、国民民主党は「令和の消費税抜本改革」を提唱します。
- 第1に、軽減税率見直し。軽減税率は、高額な財・サービスが購入できる高所得者ほど軽減額が大きくなる等、逆進性対策として適当ではありません。また、対象範囲がわかりづらく、税務処理も複雑であり、納税義務者である

事業者の負担を軽減すべきです。

- 第2に、給付付き税額控除の創設。逆進性対策は、所得税減税に給付を組み合わせた給付付き税額控除により行うべきです。コロナ対策の定額給付金において、低所得者に的を絞った支援が可能であること、事業者の納税事務負担が簡素であることなど、その効果は実証済であり、今後は恒久的な仕組みとして導入します。
- 第3に、インボイス制度導入の凍結・中止。事業者負担軽減という側面のみならず、個人事業主を含む中小事業者に対する取引排除や値下げ圧力につながり、当該事業者が雇用する従業員の消費者としての消費余力を減殺させます。
- なお、上記第1の軽減税率に関しては、事業者の事務負担が膨大であり、税制の公平性にも反することから、上述の消費減税に伴って、税率5%下では事実上の軽減税率停止を行うとともに、減税終了後には軽減税率を廃止します。
- 複数税率制度は、事業者に過度な負担をかけるばかりか、高額な財・サービスが購入できる高所得者ほど軽減額が大きくなる等、「逆進性対策」としても適当ではありません。
- インボイス制度導入による混乱に配慮し、納税額2割特例（23年10月から3年間）、売上高1億円以下商品1万円未満特例（同6年間）等の工夫を講じるとしていますが、そうした対応自身が制度の不合理性や困難さを象徴しています。
- その原因は複数税率に起因するものもあることから、国民民主党は消費減税の主張と合わせて、当面は、上述のとおり税率5%への引下げを目指すとともに、インボイス制度の凍結・中止（少なくとも開始延期）、改正電子帳簿保存法の適用延期（宥恕措置延長、当面は2025年度末まで）等を主張してきました。このうち、国民民主党の主張に沿って、宥恕措置が事実上恒久化された点は評価します。
- 現実性及び準備状況の観点から相当の問題を抱えている改正電子帳簿保存法におけるスキャナー保存制度においては、情報保存要件（解像度等）、情報確認要件（入力者等）、相互関連性要件（契約書等）等を見直すとともに、電子取引データ保存制度における検索要件の見直しも行います。
- インボイス制度導入による混乱を機に、消費税に関する根本的な問題提起を行います。日本の「消費税」は事業者を納税義務者とする事実上の「売上税」「付加価値税」であり、納税は税制に基づいて行うものであり、制度上納税義務が課されていない事業者の事業収益に「益税」が含まれているという考え方は適切ではありません。社会保障に支出する事実上の目的税であるとは言っても、国債発行代わり金を含む歳入全体の中で資金を色分けするこ

とは困難であり、消費税収入が事実上社会保障以外に使用されていることも踏まえ、税制全体の抜本改正を前提に消費税についても見直します。

12. 家計と技術革新を支援する「自動車減税」

地方ほど生活必需品である自動車に対し過重な負担を課す税制を改めます。カーボンニュートラル、電動車促進の世界の潮流を踏まえ、技術革新を促進する税制を整備します。

- 自動車税制については、自動車が国民（とくに地方居住者）の生活必需品となっていることや景気への影響を踏まえ、全体として簡素化を進めることと自動車ユーザーの負担を軽減することに配慮しつつ、カーボンニュートラルや電動車促進の世界の潮流もよく見極め、適切な見直しを行います。
- 車検時にかかる自動車重量税については、既に課税根拠が喪失しているため、廃止を前提としつつ、まずは「当分の間税率」廃止（1.5t未満のマイカーであれば1台当たり4,800円/年の減税）、国分の本則税率の地方税化、「新自動車税」「新軽自動車税」への簡素化を実施します。
- また、自動車重量税に適用するエコカー減税は、同税を廃止するまでの間において、優遇対象となる車種の割合が現状と同等となる水準を維持します。
- クリーンディーゼル車は世界の潮流を踏まえつつ、原則としてガソリン車と同等の扱いを指向しつつ、3年間は激変緩和措置を講じます。
- 自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例については、優遇対象となる車種の割合が現状と同等となる水準を維持します。
- 自動車取得時にかかる自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、課税根拠を失って廃止された旧自動車取得税の付け替えとなっていることを踏まえ、廃止します。とりわけ、動力源を持たない被けん引車（トレーラー）に課税されている現状は不合理的な税制の象徴であり、ただちに廃止すべきです。
- いわゆる「走行距離課税」案や「EV・FCVの自動車税の増税（いわゆるモーター出力課税）」については、エコカー普及にブレーキをかけることで脱炭素化に逆行、車が生活必需品であるとりわけ地方の自動車ユーザーや物流事業者の負担が増加、課税方法の不明瞭さによる徴税コスト高など、多くの問題がある上、経済への悪影響にも鑑み、議論の俎上に載せることは妥当ではありません。
- 衝突被害軽減ブレーキ等を装着したトラック・バスなどの先進安全自動車（ASV）への自動車重量税及び自動車税（環境性能割）の減税特例を深堀します。
- ユーザー負担軽減および事故時の補償を充足する観点から、任意自動車保険料に係る所得控除を導入します。

- 燃料税（揮発油税、軽油引取税等）については、自動車重量税と同様に課税根拠が喪失しているため、財源確保のための「当分の間税率」を廃止します。併せて、ガソリン税（揮発油税、地方揮発油税）及び石油ガス税に対して消費税を課しているタックス・オン・タックスを解消します。
- また、ガソリン等燃油価格高騰、高値定常化等による国民生活負担軽減の観点から、いわゆるトリガー条項の凍結解除による当分の間税率の停止を可及的速やかに実施すべく、与党との税制協議を進めます。その際には、①「当分の間税率」の恒久的撤廃も含む税制抜本改革も視野に入れつつ、②ガソリン等燃料の安定供給、③価格・税率変動に伴う買い込み・買い控え等の非連続的な需給変動、④税率変更等に伴う元売り・スタンド等関係事業者のシステム及び事務対応負担、等に十分に配慮し、適切に善後策を講じます。
- なお、中期的な自動車に関わる税制全体のあり方を検討するにあたっては、より多くの納税者の納得感を得られる様、複雑かつ過重で不合理的な税制の簡素化、ユーザー負担の軽減（減税）の観点から対応することが望ましいと考えます。効果の検証が難しい政策に財源を投入するより、減税（景気対策）、脱炭素、事実上の歳出拡大の一石三鳥の自動車減税を行うべきです。
- その際、自動車ユーザーの枠にとらわれることなく、将来における車社会のあり方を描いた上で、特定の産業や利用者等に負担が偏らないように配しつつ、総括的な受益と負担の関係や課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、関係者の意見を十分に汲んだ上で、抜本的改正を目指します。
- これらの税制改革は、半導体・AI・衛星通信・5G・自動運転等の技術革新の集大成である自動車の普及を通して、日本の産業と経済を守ることに寄与します。

13. 気候危機に対応する産業投資を支える「脱炭素税制」

気候変動、気候危機、地球温暖化に対する対策は世界共通の課題であり、各国の責務です。「脱炭素」に向けた世界の潮流を踏まえ、「グリーン投資」を行う企業を支える税制で技術革新を促進します。

- 今や気候変動ではなく気候危機と言われる自然環境悪化の中で、技術革新と環境適応を目指し、温暖化ガス削減やエネルギー消費量削減につながる設備・製品・サービスへの投資に大胆な税制優遇を導入します。
- 2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、企業に積極的な投資を促します。脱炭素化に向けた「グリーン投資」に踏み切る企業を対象に税制上の優遇措置を設けます。温暖化ガス削減につながる製品の生産設備の導入や、生産プロセスの省エネルギー化などを対象とします。
- 投資を通じた脱炭素への貢献を示す事業計画の提出を前提として、認定を受ければ税額控除を活用できるようにします。大胆な投資が赤字決算につながる

る場合には、翌期以降の黒字と相殺する繰越欠損金控除制度を拡充します。投資額の 50%か 100%を法人税から差し引ける仕組みとし、投資額上限は 1000 億円、期間は 5 年間とします（現行は、投資額の 5%か 10%の控除で、投資額の上限は 500 億円で 3 年間の時限措置）。

- 脱炭素事業計画には、自社製品に対する貢献なのか、他産業に対する貢献（日本の産業・経済全体の競争力向上への貢献）なのかを判別できるようにし、後者の場合には優遇措置を設けます（後者の事例として、①電動車普及に資する新型リチウムイオン電池及びその主要部材、②燃料電池及びその主要部材、③電力制御に資するパワー半導体、④洋上風力発電設備のブレード用炭素繊維、⑤持続可能・再生可能な航空燃料 SAF、⑥その他）。
- 水力のみならず、風力、太陽光、太陽熱、地熱、潮力、潮流、波力、揚力、バイオマスなど、「脱炭素」エネルギーの開発・実用化を促進します。
- 政府は脱炭素社会の実現に向けた今後 10 年間で 20 兆円の資金調達のために「グリーントランスフォーメーション（GX）経済移行債（仮称）」の発行を決めていますが、これは日銀保有国債の一部永久国債化枠とするとともに、この国債購入者の利子所得は非課税とします。
- 政府は償還財源として炭素に価格付けをするカーボンプライシングを想定していますが、排出権取引市場の実態（特定国への市場の偏り等）調査を踏まえて、現実的な仕組みを検討します。

14. 働き方改革を進める「テレワーク促進税制」

コロナ禍に伴う企業活動や勤務、労働のあり方の変化を構造的、恒常的なものとして捉え、税制もこれに対応させます。

- コロナ対応に伴って働き方改革が進み、デジタル技術を活かした柔軟な働き方が浸透しました。
- 今後も多様な働き方を追求することは、労働者の負担軽減や企業の効率化、技術革新のさらなる進展にも資すると考えます。
- そうした流れを支援するため、テレワークのためのモニター・PC 購入費用、通信費用、Zoom などテレワーク関連費用等を特定支出控除の対象とすべきです。

15. 経済災害の悪影響を断つ「100%・無期限の欠損金繰越控除」

コロナ禍による減収、業績悪化等は「経済災害」です。その事後処理も含め、これを平時の税制で処理することなく、企業や事業者の持続可能性を支援します。

- コロナ禍により、多くの企業が前例のない収入減、支出増に直面しました。2023 年も K 字回復（業績が好転した企業と悪化または低迷が続く二極化）

の影響が続く中、一部の企業に関しては悪影響が長期にわたって残る可能性が高いと予想されます。

- また、コロナ禍対応のために借り入れた資金の返済期限到来に伴い、令和6年度以降は多くの企業や事業者の資金繰り困難化が予想されます。こうした事態に対応し、コロナ禍が完全に収束し、その経済的影響が極小化され、平時に近い状態に戻るまでの間、欠損金繰越控除は100%とし、繰越期間も無期限とすべきです。

16. デジタル化・カーボンニュートラル対応を進める「ハイパー償却税制」

コロナ禍を機にデジタル・トランスフォーメーション（DX）に直面している企業や事業者、カーボンニュートラル対応を進める企業や事業者を支援し、社会や産業のデジタル化・カーボンニュートラル対応を促進すべきです。

- コロナ禍を機に、医療、物流、通信等の分野は、ソフトウェアを含め、革新的なシステムを迅速に導入していく必要性が高まりました。
- 一定のデジタル・環境投資に関して取得額以上の減価償却を認めるハイパー償却税制を導入し、デジタル・環境投資を促進すると同時に、内部留保の過剰な累積を抑止します。
- コロナ後の成長につなげるために、デジタル・環境投資を重視します。
- 物価高騰が続く中で、中小企業等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例に関して、取得額30万円、取得合計額300万円の上限を緩和し、上限額を引き上げます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大で浮き彫りになったデジタル化の遅れに対応するため、企業に変革を促す優遇策を整えます。デジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるための設備投資やソフトウェアの研究開発にかかる費用について、法人税から控除できるようにします。
- 先端半導体製造のための設備更新投資額、DXに向けた設備投資額等の最大100%を法人税から控除する税制を5年間の時限措置で新設します（現行は5%、2年間）。
- クラウドシステムを通じてデータを共有することで新たなサービスの立ち上げや業務の効率化につなげる企業を支援します。情報セキュリティや安全保障の観点から、自国製クラウドシステムを優遇します。
- ソフトやIT機器への投資計画を国が認定する仕組みとします。優遇を受けるためには、①売上高の1%以上を投資（現行は0.1%以上）、②サイバーセキュリティ監査を受ける、③DXによる生産性向上の達成目標を示す、などの要件を満たす必要があります。
- Web3.0型トークンエコノミーを推進し、人材や事業の海外流出を防止するため、暗号通貨（仮想通貨）の課税を雑所得ではなく20%申告分離課税としま

す。また、発行法人が保有するトークンは期末時価評価の対象から除外し、実際に収益が発生した時点で課税する方式に見直すことで、人材や事業の海外流出を防止します。

- 研究開発にかけた投資額を法人税から控除できる研究開発税制を拡大します。クラウド向けのソフト開発を控除の対象に加えます。また、従来はソフトをパソコンにインストールして使うのが主流でしたが、AIや自動運転の制御などのサービスをクラウド経由で外部に提供する手法が増えていることに対応します。
- 研究開発税制について、控除上限を現在の上限 50%に加え、控除後も黒字決算の場合は控除後黒字額に応じて上限を引き上げます。
- 閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画における 2030 年のエネルギー構成比率目標の達成のために、電力部門、非電力部門とも、目標達成に資する大胆な技術革新、設備投資を支援するために「ハイパー償却税制」を導入します。

17. 企業の改革を促す「ESG 促進税制」

SDGs が世界共通の課題となり、ESG 投資の影響が大きくなる中、企業の ESG 活動を支援します。

- ESG を行う企業の申告に基づいて、税制優遇を行います。

18. 新しいビジネスとスタートアップを支援する「給付付き研究開発税制」

日本の技術力、競争力が、起業や新しいビジネスにつながることで、産業と経済を支える要諦であることを踏まえ、スタートアップ企業を支援します。

- 最先端の技術を活用し、新しい革新的なビジネスモデルを用いて急成長を目指すスタートアップ企業を支援していくことは、社会が直面する課題解決につながります。
- 研究開発型スタートアップ企業は初期段階から多額の投資が先行します。創業後の一定年数を支えるために、当該期間が赤字決算の場合、研究開発費の控除割合分の給付を受けられるようにします。
- また、スタートアップ企業への出資を促すために、企業が出資する場合は法人税の課税所得からの出資額控除率を引き上げます。
- 個人が出資する場合の所得税を減税するため、出資額の一定割合を控除する優遇税制を新設します。
- 現行のエンジェル税制は、投資家が保有株売却益をスタートアップに再投資すると、その時点では課税繰り延べになり、スタートアップ株を売却する段階で課税する仕組みになっています。上場株などを売却し、スタートアップに再投資する場合に売却益を 20 億円まで非課税とし、上限を超えた分は課

税繰り延べとなる新しい仕組みとなったことは評価しつつ、制度のさらなる拡充を目指します。

- 国民民主党は、投資資金が増加・循環することを企図し、スタートアップ企業への投資後、同企業の業績、一定年数経過後の要件を設定したうえで、当該株の売却益を、再投資を条件に非課税とする制度を新設します。
- 既存株式を取得した場合も勘案し、M&A（合併・買収）後も成長につながる狙いからM&Aから5年以内に決められた要件を満たせば減税メリットが継続するよう、成長要件の緩和、共同研究・委託研究を促すために研究開発型スタートアップ企業の範囲拡大等が実現したことは評価しつつ、より大切なことはスタートアップ事業にチャレンジする人材、研究開発や技術革新を担う人材の育成と考えます。国民民主党はそのために、スピニアウトできる人材を育て、それを容認する企業や、スタートアップに資金支援する投資家を積極的に応援する仕組みを検討します。

19. 超金融緩和の恩恵を受けていない事業者の「固定資産税減税」

現在の公示地価上昇は異次元の金融緩和の副作用であり、業績が低迷する中で固定資産税増税は回避します。

- 現在、公示地価が上昇しています。これは、異次元の金融緩和に基づく金余りの影響であり、都心マンション等では1990年前後のバブルピーク時を上回る水準に達しています。
- この公示地価に基づいて固定資産税が増税されることは、コロナ禍で苦しむ企業や事業者、また土地売却等の恩恵を何ら受けていない企業、事業者、個人にとっては大きな負担です。
- 固定資産税に適用する公示地価の調整、あるいは固定資産税の減税を行うことで、超金融緩和の副作用から国民を守ります。
- なお、減税を行う場合は、国の責任で行い、地方自治体の負担とならないようにします。

20. デジタル化に逆行する「印紙税廃止」

印紙税は電子決済等の技術革新や社会のデジタル化に逆行する時代遅れの制度であり、「百害あって一利なし」です。

- 印紙税導入当時の社会環境やビジネス環境や一変しており、これを継続することは社会やビジネスのデジタル化の流れに逆行します。
- このため、印紙税は廃止するとともに、税込確保の観点から、電子決済普及を促進するとともに、電子決済に対する「1円課税」等の新たな税制を検討します。

21. 不公平を是正する「国際課税」「法人課税」

経済のグローバル化の恩恵を受けている多国籍起業、プラットフォーム、ビ
ックテック企業が相応の納税を行っていない不公平を是正します。

- 多国籍企業による租税回避を防ぐため、法人税に最低税率を設けるよう、国際的な協調を進めるべきです。
- GAFA等の巨大IT企業などが、ビジネスを展開し利益を上げている国ではほとんど納税していない実態に対し、国際的な議論が進んでいる状況を踏まえ、デジタル課税の枠組みづくりを進めます。
- 資本金減資等による税逃れ対策の強化とともに、巨額の利益を上げる企業が存在することも念頭に置いて、法人税にも累進制を導入することも検討します。
- 巨大プラットフォーム企業及び通信事業者のビジネスモデルのひとつは企業のネット広告サービスによる広告収入です。しかし、広告を受動的に閲覧するユーザーには意図せざる通信料負担が発生しており、この点を是正するための制度と税制を検討します。

22. 中間層を支援する「住宅ローン減税」「諸手当控除税制」

高額なローンを組める富裕層ほど減税効果を得やすい現在の減税制度を改め、
所得水準とローン期間に基準を変更して中間層を支援します。

- 現行減税制度は、高額なローンを組める富裕層ほど減税効果が得やすい点を是正し、中間層を支援する制度に改めます。
- ローン期間の延長と所得要件の引き下げを行うとともに、超金融緩和の影響で不動産価格が高騰する中、ローン期間と所得要件に段階的な基準を設け、より多くの中間層が住宅取得を検討できるように工夫します。
- 中間層の支援及び働く者の負担軽減のため、企業による食事手当に関する非課税限度額（現行 3,500 円）を 4,500 円に引き上げます。
- 上記と同様の理由で、単身赴任者の帰省旅費については、通勤手当と合わせ、通勤手当の非課税限度額（月額 15 万円）までは非課税とします。また、単身赴任者に支給される住宅手当を非課税とするとともに、その他の実質的負担（二重生活に伴う生活関連費・食費等）を特定支出控除の適用範囲とします。
- 令和 6 年度に予定されている税優遇対象に「19 歳未満の子どもがいる」「夫婦どちらかが 40 歳未満」という条件があるが、晩婚・高齢出産の実態を鑑みると、40 歳を基準とすることは無理があります。年齢で基準を設けるならば 50 歳とすべきであるほか、子どもや孫への住宅の相続等を前提とした税制優遇措置を目指します。

23. 次世代への資産移転と事業承継を支援する「相続税・贈与税改革」

高齢者世代に偏重する金融資産を次世代に移転するために、相続税制の弾力化と贈与税制の改革を進めます。

- 「暦年課税」の年110万円の非課税上限を200万円に引き上げます。令和6年4月から、死亡前3年間の課税遡及期間を7年に延長し、延長した4年間に受けた贈与の総額100万円までは相続財産に加算しないこととし、直前税負担を重くすることで生前贈与の前倒しされることとなりました。
- 国民民主党はそうした対応を是認しつつも、次世代移転をさらに進める観点から、子どもが20歳代での移転、30歳代での移転、40歳代での移転、と子供の年齢を基準とする相続税制に転換し、教育、結婚、出産、子育て等、次世代のライフステージに沿った支援が行える仕組みを導入します。
- 「相続時精算課税」の上限は、移転促進、インフレ勘案の観点から、現行制度の父母・祖父母から子・孫への贈与が合計2500万円以内なら何回贈与しても贈与税がかからない上限を4000万円に引き上げます。
- 死亡保険金が遺族の生活資金としての役割を果たしている現状に鑑み、世帯主を亡くした配偶者と子からなる世帯において、死亡保険金の相続税非課税限度額の現行限度額（法定相続人数×500万円）に「配偶者及び配偶者が扶養する未成年者×500万円」を加算することとします。
- 制度を使い始めると少額贈与でも税務署への申告が必要でしたが、年200万円までは申告不要とし、非課税枠の設定で利用を強く促します。
- 専用口座を開設すれば、子や孫への贈与のうち教育資金を1500万円、結婚・子育て資金を1000万円まで非課税にする特別措置は延長します。2023年3月に期限切れとなった制度を復活し、教育、結婚・子育てとも、5年間延長します。
- 子育て世帯への資産移転を促すとともに、経済の活性化を図る観点から、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」は、次世代支援の観点から存続させます。
- 相続税・贈与税改革に際しては、事業承継の障害となっている事業資産（株式等を含む）に対する過大な相続税負担等を見直します。
- 事業承継の場合も含め、相続税支払いのために不動産を処分した場合に課税された税額は、相続税から控除する等の制度を導入します。

24. 災害に係る損失に対処する「災害対策税制」

頻発・甚大化する自然災害によって被る被害を踏まえ、被害者の生活再建と財産保全に配慮した税制を構築します。

- 被害が極めて甚大で広範な地域の生活基盤が著しく損なわれ、被災前に生活の糧を得るまでに時間を要するような災害の被災者や被災事業者を支

える観点から、特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、原則3年から5年に延長するとともに、特に甚大な災害と被害の場合にはさらに弾力化が可能な税法上の条項を設ける等の所要の措置を講ずる。

以 上